

NPO 法人「DV 防止ながさき」・長崎市男女共同参画推進センター主催の  
「ドメスティック・バイオレンス (DV) 根絶のための連続講座」に参加して  
の配偶者暴力防止法改正に関する雑感

河村 有教

Arinori KAWAMURA

# NPO 法人「DV 防止ながさき」・長崎市男女共同参画推進センター主催の「ドメスティック・バイオレンス (DV) 根絶のための連続講座」に参加しての配偶者暴力防止法改正に関する雑感

長崎大学多文化社会学部 河村 有教\*

## 目次

### はじめに

1. 日本社会における DV の現状
2. イスタンブール条約 (国際法) における DV の規制
3. 日本における DV 防止及び被害者保護法改正の争点
  - 1) 法律上の DV の定義の見直し
  - 2) 保護命令制度の見直し
4. 台湾における DV 防止法 (2021年改正) から得る示唆
5. 「加害者プログラム」について

結びに代えて - 「男女共同参画社会」から「ジェンダー平等 (Gender Equality) 社会」の推進に向けて

## はじめに

2021 (令和 3) 年度長崎市男女共同参画推進センター講座の一つとして、2021年11月28日 (日) 9:30~16:30において、「DV 根絶のための連続講義」(以下では、「ながさき DV 防止講座」という)が、NPO 法人 DV 防止ながさきと長崎市男女共同参画推進センター「アマランス」の主催により開講された。毎年開講されている講座である<sup>1</sup>。

ながさき DV 防止講座の内容は、① DV 及び DV 防止法について、② DV を生じさせないための「予防教育」について、③警察における DV の現状について、④ DV の被害者支援と加害者対策の課題と展望について、④ DV から子どもが受ける影響と児童相談所

\* 長崎大学大学院多文化社会学研究科・多文化社会学部准教授

<sup>1</sup> 2021年11月12日 (金) ~25日 (木) の2週間においては、日本全国で「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンが実施された。1994年にアメリカの市民運動から始まった「女性に対する暴力根絶運動」に用いられた「パープルリボン」が、運動のシンボルにもなっている。本講座も、毎年「女性に対する暴力をなくす運動」の時期に開講されている。

のDV事案の対応について、⑤DV被害者の支援について、⑥長崎で実施されている「DV加害者プログラム」の課題と展望について、である<sup>2</sup>。

第一に、DVを生まないようにするためにはどうしたらよいか（DV予防及び予防教育について）、第二に、DVが生じた場合にどの段階でどのように被害者と加害者との間に法（とりわけ刑事法）や司法（裁判所）が介入すべきか、第三に、一時保護を受けているDV被害者の支援、とりわけ経済的支援を誰がどのように行っていくのか、第四に、DV加害者が再びDVを行わないようにする（重要なことは、被害者を生まないようにし、DVの被害にあっている被害者の安全の確保の）ために、どのような内容の加害者プログラムの実施を行うべきか、DVにかかる事象のそれぞれの問題解決を進める上で、現状の認識・共有と課題の抽出・共有に焦点がおかれた。

ちょうど、内閣府の男女共同参画局の「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」が「DV対策の抜本的強化に向けて（仮題）」とする報告書素案（中間報告）を出したところである<sup>3</sup>。本研究資料においては、DVをめぐるのながさきDV防止講座に参加することで認識・共有し得た現状と課題について整理し、また、内閣府の男女共同参画局「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」において法改正に向けて議論、検討されている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）」（以下では、DV防止及び被害者保護法という）の課題にふれながら、DV防止及び被害者保護法改正について私見を述べたい。

## 1. 日本社会におけるDVの現状

2001（平成13）年、参議院の調査会による議員立法によってDV防止及び被害者保護法が成立し、同年に公布、施行された。配偶者からの暴力は、ドメスティック・バイオレンス（以下では、DVという）において、幼い子どもへの暴力である児童虐待や、身体的に弱った高齢者の親に対する高齢者虐待とならんで、日本社会においても大きな社会問題の一つである。

<sup>2</sup> 著者は、2020年3月から長崎市人権教育・啓発審議会委員に委嘱されたことから、他の委員からのご案内をいただき、初めて本講座に参加した。

<sup>3</sup> 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案（中間報告）「DV対策の抜本的強化に向けて（仮題）」（2021年11月26日配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ第8回配布資料）、内閣府男女共同参画局ホームページ [https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/kaisai/pdf/wg08-k\\_01.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/kaisai/pdf/wg08-k_01.pdf)（2021年12月10日確認）。

日本のDV防止及び被害者保護法において、「配偶者からの暴力」については、法的には①身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）、または②身体に対する暴力に準ずる「心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義づけられている。

しかしながら、配偶者からの暴力とは何か、具体的に定義づけることは難しい。実際に、身体的暴力や心身に有害な影響を及ぼす人格否定の暴言以外にも、配偶者からの無視、配偶者からの長時間にわたる説教等、DVと解されるような実態もある。

株式会社リベルタス・コンサルティングによる令和2年度後期「DV相談+（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業報告書」（令和3年10月）の中では、令和2年度後期（2020年10月～2021年3月）においては、DV被害者から「DV相談+（プラス）」<sup>4</sup>に寄せられたDV相談で、「5種」のDV（身体的DV、性的DV、精神的DV、経済的DV、交際相手からの暴力）のうち最も多かったのは、精神的DVで24.1%（3743件）であった<sup>5</sup>。次いで、身体的DV（7.3%、1134件）、経済的DV（3.1%、477件）、性的DV（1.4%、222件）であった。交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）も、3.0%、461件ある<sup>6</sup>。一番困っている相談テーマと年代との関係を見てみると、10代・20代においては、30代以上と比べて、身体的DVと交際相手からの暴力の比率が高いこと、そして性的DVの比率が2倍以上となっていることが特徴としてあげられる<sup>7</sup>。また、30代以上の特徴としては、約三分の二を精神的DVが占めていることや、10代・20代と比べて経済的DVの比率が約2倍となっていること等があげられる<sup>8</sup>。

「5種」のDVは切り離されるものではない。「DV被害が深刻化・複合化するなか、行動制限や経済的圧迫等により、通院させてもらえずに心身状態が悪化する、仕事に行けない、子どもとの関係も悪化する、経済状況も困窮する」というように、ドミノ式に様々な問題が複合的になっている相談者が多い」ことが、DV相談+（プラス）事業受託団体から

<sup>4</sup> DV相談+（プラス）は、内閣府男女共同参画局のDV相談体制の拡充によって設けられ、2020年4月20日から開始された。24時間電話相談、SNS相談、メール相談等の専門相談員による相談窓口であるとともに、かつ、面談や同行支援、保護、緊急の宿泊提供等の支援を行っている。DV相談+（プラス）ホームページ <https://soudanplus.jp>（2021年12月10日確認）。

<sup>5</sup> 株式会社リベルタス・コンサルティング「令和2年度後期 DV相談+（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業報告書（2021年10月）116頁参照。内閣府男女共同参画局ホームページ [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/r02\\_dvplus.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_dvplus.html)（2021年12月10日確認）。

<sup>6</sup> 前掲注5）116頁参照。

<sup>7</sup> 前掲注5）118頁参照。

<sup>8</sup> 前掲注5）118頁参照。

もあげられている<sup>9</sup>。相談員が、相談の中で聞き取った情報をカテゴリーの中から選択したもの（複数選択が可能）についての相談テーマの記録状況の内訳としては、最も多かったのは精神的DVで総数の59.4%（11138件）を占めている<sup>10</sup>。次いで、身体的DV（29.9%、5606件）、経済的DV（17.5%、3273件）、性的DV（6.7%、1262件）、交際相手からの暴力（6.7%、1249件）の順である<sup>11</sup>。

精神的DVの例としては、人格否定を繰り返す、無視する、暴力の責任をなすりつける、見下す、馬鹿にする、自殺すると脅かす、子どもを巻き込んで責める、子どもを渡さないと脅かす、ペットに危害を加えると脅かす、無理やりアルコールや薬物を飲ませる<sup>12</sup>、アルコール依存・ギャンブル依存・買い物依存、大声で怒鳴る、「バカ、アホ」と言う、「お前は何もできない（無能だ）」と言う、発言権を認めない、なんでも従えと言う、殴るそぶりを見せる、大切なものを捨てる、長時間説教して寝かせない、冷ややかな視線を送る、舌打ちする、「逃げてでも無駄、絶対に探し出す」と脅かす、親きょうだいや生育環境を見下した言い方をする等があげられている<sup>13</sup>。身体的DVの例としては、首をしめる、突き飛ばす、刃物を見せて脅かす、刃物で切り付ける、物を投げる、殴る、平手打ちする、髪の毛を引っ張る、腕をねじ上げる、床や壁に体を押し付ける、蹴る、引きずり回す、タバコ等の火を押し付ける、階段から突き落とす等があげられている<sup>14</sup>。経済的DVの例としては、生活費を渡さない、多額の借金をする、貯金を勝手におろす、妻が外で働くことを嫌がる、家計を厳しく管理する、借金させる、売春させ報酬は搾取する等の例があげられている<sup>15</sup>。最後に、性的DVの例としては、同意のないあらゆる性行為（キス、セックス、体に触る）の強要、性的嗜好を押し付ける、子どもの前でセックスを見せる、性行為の画像を許可なく撮りネットに公開すると脅かす、脅しや暴力的な性行為、ポルノビデオを見せることを強要する、中絶の強要、避妊に協力しない等の例があげられている<sup>16</sup>。

---

<sup>9</sup> 前掲注5）118頁参照。

<sup>10</sup> 前掲注5）109頁参照。

<sup>11</sup> 前掲注5）109頁参照。

<sup>12</sup> これについては、身体的DVにあたると一般に解されている。

<sup>13</sup> 前掲注5）107頁参照。

<sup>14</sup> 前掲注5）107頁参照。

<sup>15</sup> 前掲注5）107頁参照。

<sup>16</sup> 前掲注5）107頁参照。

## 2. イスタンブール条約（国際法）における DV の規制

DV に対する法規制については、国際法においては、2011年5月11日にトルコのイスタンブールで署名され、2014年8月1日に発効した欧州評議会（Council of Europe）の国際人権条約である「女性に対する暴力及び DV の防止と撲滅に関する欧州評議会条約（The Council of Europe Convention on preventing and combating violence against women and domestic violence）」、通称イスタンブール条約（the Istanbul Convention）がある。イスタンブール条約において、「DV とは、家族あるいは住居（ドメスティック・ユニット）、以前のあるいは現在の配偶者あるいはパートナーとの間で生じた身体的、性的、心理的（精神的）あるいは経済的暴力にあたるすべての言動」とされている（3条(b)）。日本の DV 防止及び被害者保護法においては、主に身体的 DV、すなわち身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）と身体に対する暴力に準ずる「心身に有害な影響を及ぼす言動」に限って DV となる行為の対象を法的に絞っているが、精神的 DV、経済的 DV、性的 DV を含めて DV を法的に幅広く定義づけていることが国際法上の特徴ともいえる。

イスタンブール条約は、自由権規約(1966)、社会権規約(1966)、女子差別撤廃条約(1979)及び同選択議定書(1999)のほか、欧州人権裁判所(the European Court of Human Rights)における女性に対する暴力に係る重要な判例(case law)をふまえたものである。女性に対する暴力が、男性による女性の支配(女性を劣ったものとする)や差別およびそうした社会構造から生じたものであることから、DV、セクシュアルハラスメント、不同意性交(レイプ)、強制結婚、強制的な女性性器切除等の女性や少女に対する暴力が男女平等の実現への支障になっていることを懸念してつくられたルールである。

イスタンブール条約は、全81条からなる女性に対する暴力及び DV に関する実体法及び手続法規定からなる。イスタンブール条約の立法目的として、いかなる形式による暴力からも女性を保護し、女性に対する暴力および DV を予防し、訴追し、根絶すること(1条 I 項(a))、女性に対するいかなる形式の差別の根絶と女性への啓蒙も含めて男女間における実質的平等の促進(1条 I 項(b))、女性に対する暴力及び DV 被害者の保護と支援(1条 I 項(c))、国際的協力の推進(1条 I 項(d))、関連諸機関への支援と法執行機関との協力体制の整備(1条 I 項(e))があげられている。イスタンブール条約の前文においては、「いかなる形式での女性に対する暴力および DV は許されない」として、「女性に

対する暴力の予防においては、男女間においては法律上そして事実上平等であるということとを再認識することが重要である」とする。また、「女性に対する暴力は男女間において男性によって女性を支配し、差別する不平等な力関係が存在したことの歴史的なあらわれであった」とする。DVについては、「男性もDVの被害者となり得るが、女性に偏って大きな影響を与えるものである」としたうえで、「子どもたちもDVの被害者である」としている。

日本の現行のDV防止及び被害者保護法では、子どもは、被害者が「同伴する家族」として位置づけられているのみで、「被害者」とは解されていない。そのため、子どもについても「被害者」として位置づけていくべきであるとする意見もある<sup>17</sup>。DVと児童虐待対応の連携が強調され、厚生労働省の「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」の「DV・児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン（要約版）」においても、DV加害者がDV被害者への暴力を行っているが子どもに対しての直接的な虐待行為は行っていない場合においても、子どもがいる家庭でDVが行われている場合には子どもに対する心理的虐待（精神的虐待）と解して、子どもへの対応をする必要性が説かれている<sup>18</sup>。

イスタンブール条約26条においては、イスタンブール条約の締約国は本条約が対象とする女性に対する暴力及びDVが子どもの面前で行われた場合には（child witnesses）、子どもの保護及び支援に係る立法措置もしくは子どもの保護及び支援に係るその他の措置を保障し（26条I項）、子どもの年齢に合わせた心理的カウンセリングを含む措置を講じなければならないとする（26条II項）。

イスタンブール条約における「女性に対する暴力」とは、女性に対する人権の侵害及び女性に対する差別であり、ジェンダーにもとづく暴力行為であると定義され（3条(a)）、女性に対する身体的、性的、心理的（精神的）、経済的な法益侵害（harm）及び強制もしくは任意での自由の剥奪（harm）とする（3条(a)）。女性には、18歳未満の少女も含まれる（3条(f)）。DVとは、家庭（family）及び家庭に準ずるユニット（domestic unit）

<sup>17</sup> 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「DV対策の今後の在り方」（2021年3月）、内閣府男女共同参画局ホームページ [https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/honbun\\_hbo10.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/honbun_hbo10.pdf)（2021年12月10日確認）。

<sup>18</sup> DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究有識者検討会監修（厚生労働省「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」）「DV・児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン（要約版）」（2021年4月16日掲載）株式会社リベルタス・コンサルティングホームページ <https://www.libertas.co.jp/mhlw/>（2021年12月10日確認）。

あるいは現在もしくは過去の配偶者あるいはパートナー間において、加害者が被害者と同じ住居内で生じた身体的、性的、心理的（精神的）、経済的な暴力によるすべての行為とされる（3条(b)）。

学校教育に加えて、家庭教育が子どもにとって重要であることは言うまでもないが、「固定的性別役割分担意識」やジェンダー・バイアスが影響し、そうした中で子どもが置かれている家庭において、夫婦間に対等でなく、男性の夫が女性の婦に対して、「夫婦は・・・であるべき」と自分の理想像を押し付けながら、相手を支配し、相手によって支配されるという関係の中で子どもの前でDVが生じていることは、決してのぞましいことではない。DVを通じての夫婦の関係性を子どもが認識することで、子ども自ら成長した際に同様の繰り返しがなされることも少なくはない。子どもに対しての直接的な虐待行為は行っていない場合においても、子どもがいる家庭でDVが行われている場合には、「被害者」である子どもに対して「認知の歪み」を生じさせないように、年齢に合わせた心理的カウンセリングが重要になってくるだろう。

イスタンブール条約において、DVにおける身体的暴力は法律において犯罪として処罰することが義務づけられ（33条）、心理的（精神的）暴力（35条）や性的暴力（36条）についても同様に法律において犯罪として処罰することが義務づけられている。心理的（精神的）暴力とは、強制あるいは脅迫によって個人の心理的（精神的）威厳を制約することであるとする（33条）。

「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」においても、イスタンブール条約での国際法的規準から、DVにおける暴力について、①身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）、または②身体に対する暴力に準ずる「心身に有害な影響を及ぼす言動」という現行法の範囲を拡張して、強制あるいは脅迫によって個人の心理的（精神的）威厳を制約する心理的（精神的）暴力や不同意性交（レイプ）を含む性的暴力をDVにおける暴力として法律上位置づけようとする法改正案が具体的には検討されている。

### 3. 日本におけるDV防止及び被害者保護法改正の争点

#### 1) 法律上のDVの定義の見直し

日本は、イスタンブール条約の立法作業には参画していない。しかし、イスタンブール



条約の内容や実際の運用を参考にすることは、DV や女性に対する暴力に対する日本国内の取り組みをより強化にするための手本としては十分に活用し得る<sup>19</sup>。現在、内閣府の男女共同参画局において、DV 対策についての今後のあり方について、イスタンブール条約という国際法からの視点においても、議論、検討されている<sup>20</sup>。イスタンブール条約をはじめとする国際社会における「女性に対する暴力及びDV の防止と撲滅」の動きは、日本社会においても無視できるものではなく、日本政府も、「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」にもとづいて、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向けて、その予防と根絶のための基盤づくりの強化、暴力の形態や被害者の属性等に応じた幅広い取り組みの推進を行っている。

加えて、児童虐待との対応とDV 対応との連携において、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年6月26日法律第46号)」附則8条Ⅱ項によって、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると決められたことから、内閣府の男女共同参画局に「男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会」がおかれ、このたびそこでまとめられた現状と課題を踏まえて、「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」が設けられ、刑事法研究者ら学識経験者を中心に、法改正に向けての議論、検討が行われている<sup>21</sup>。

日本社会のDV においては、加害者に加害の認識がなく、被害者にも被害の認識がないという事例が多く存在する。日本社会においては、「男は外で仕事をし、女は家事をする(主婦)」等の性別をあげて男女の役割を固定的に分けて考える「固定的性別役割分担意識」や「男らしさ」、「女らしさ」等の男女の役割に関する固定的な観念にもとづく差別、偏見、行動であるジェンダー・バイアスが根強く存在することから、家庭において、夫婦間是对等でなく、男性の夫が女性の婦に対して、「夫婦は・・・であるべき」と自分の理想像を押し付けながら、DV 加害者も被害者もDV とは気が付かない(認識していない)中で、相手を支配し、相手によって支配されるという関係を形成しやすく、結果としてDV

<sup>19</sup> 森秀勲「欧州評議会イスタンブール条約—DV 及び女性に対する暴力への対応」『立法と調査』425号(2020年7月)40頁参照。

<sup>20</sup> 前掲注17) 参照。

<sup>21</sup> 配偶者暴力防止法見直しワーキング・グループの各回の議事次第、配布資料及び議事要旨については、内閣府男女共同参画局ホームページにおいて公表されている。内閣府男女共同参画局ホームページ [https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/wg\\_list.html](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/wg_list.html) (2021年12月10日確認)。

行為を生んでしまっている。

「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」において議論するための基礎資料として、2020年2月から2021年3月にかけて8回にわたり学識経験者等の間で議論がされ、まとめられた「男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会」による報告書「DV対策の今後の在り方」がある<sup>22</sup>。また、内閣府において1999（平成11）年度から3年に1度実施している、全国の20歳以上の男女5000人を対象に、無作為抽出により実施されている一般統計調査で、直近のものとして2021（令和3）年3月に内閣府が公表した「男女間における暴力に関する調査報告書」も重要な基礎資料である<sup>23</sup>。

報告書「DV対策の今後の在り方」では、日本の現行法においてDVと法律上定義される身体的暴力を中心とするものであることから、精神的暴力、性的暴力に対するDVにおける暴力の保護や、同様に、保護命令制度における保護命令が、大きく接近禁止命令と退去命令の2種類しかないことから、命令の内容及び種類の拡張がのぞましいとされている。また、児童虐待とDVとの連携の観点から、とりわけ重要な点は、加害者の脱暴力への更生指導であり、加害者更生のためのプログラムの実施を誰がどのように行い、効果的な加害者更生につなげていくべきか、地方公共団体との連携や関係機関の情報共有のあり方も含めて、解決すべき点としてあげられている。

現行の日本のDV防止及び被害者保護法において、DVが身体的暴力を受けた者に限定された理由としては、「第三者が公的機関に通報し、公的機関が介入するようにすることは夫婦のプライバシーの保持」という点で問題であること、「保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、保護命令の対象となるDV行為を明確にすることが必要」であることがあげられる<sup>24</sup>。身体的暴力については、「外部的徴表」から第三者、公的機関の介入が正当化し易い。しかしながら、精神的暴力の有無について、第三者や公的機関が判断することは難しい。一般に、精神的暴力や性的暴力においては、PTSDやうつ、人格かい離等、第三者から症状が見えにくい状態が多い中で、精神科の診察は受診者の主訴をもって診断がくだされるのが一般的である。とはいえ、家庭内での配偶者に対する精

<sup>22</sup> 前掲注17) 参照。

<sup>23</sup> 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書（概要版）」（2021年3月）、内閣府男女共同参画局 [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02danjokan-gaiyo.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02danjokan-gaiyo.pdf)（2021年12月10日確認）。

<sup>24</sup> 「女性に対する暴力に関する専門調査会配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（第1回）議事要旨」9頁（難波男女間暴力対策課長発言）参照。内閣府男女共同参画局ホームページ [https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/yousi/pdf/wg\\_01-y.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/yousi/pdf/wg_01-y.pdf)（2021年12月10日確認）。

精神的暴力が深刻な現実的問題となっている日本社会においても、このまま何もせずに放置しておくわけにはいかない。台湾では、法的には「身体、精神、経済上の嫌がらせ(harassment)、コントロール(control)、脅迫(threat)、その他の不法な侵害」を家庭内暴力(DV)とする(台湾DV防止法2条①号)。「嫌がらせ(harassment)」とは、「心理的におそれを生じさせる干渉、警告、嘲笑、侮辱によるあらゆる言動」であるとして(台湾DV防止法2条④号)、被害者の意思を尊重・保護している。精神的暴力を日本のDV防止及び被害者保護法の中のDVとして法的に位置づけることについて、「どのような基準でその判断を行うべきか」をめぐって議論されているが、DV被害者の意思と被害者の相談者や支援者、かかりつけ医師等の所見等によって「心理的に恐れを生じさせているような干渉、警告、嘲笑、侮辱によるあらゆる言動やコントロール、脅迫、その他の不法な侵害」と定義づけることも可能ではないだろうか。

性的暴力については、性暴力が身体に対する侵襲であることから、「身体的暴力」として解することができるため、あらためてDV行為の中に入れる必要がないのではないかという見解もある<sup>25</sup>。しかしながら、「身体的暴力」の枠の中では掬いきれない性的暴力も存在する。性的嗜好を押し付ける、子どもの前でセックスを見せる、性行為の画像を許可なく撮りネットに公開すると脅かす、中絶の強要、避妊に協力しない等の例があげられる。「精神的暴力」の定義しただいでは、同様にそれらの行為を「精神的暴力」と解して対応することも可能ではないだろうか。

## 2) 保護命令制度の見直し

現行のDV防止及び被害者保護法において、「被害者が配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」、当該配偶者に対して、接近禁止や退去の命令を裁判所が命ずることができる(DV防止及び被害者保護法10条I項)。保護命令制度とよばれるものである。もっとも、保護命令制度における保護命令が、大きく接近禁止命令(DV防止及び被害者保護法10条I項①号)と退去命令(DV防止及び被害者保護法10条I項②号)の2種類しかないことから、①命令の内容及び種類

<sup>25</sup> 前掲注24) 19頁(橋爪委員発言)参照。

の拡張について、②保護命令として「DV 加害者プログラム」の受講を強制的に命じることができるようになること、③保護命令が発令される要件として「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい<sup>26)</sup>」のみとされていることから要件の緩和についてが「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」内においても争点となっている。くわえて、現行法上における保護命令の期間は、接見禁止命令が6ヶ月、退去命令が2ヶ月と短い点も課題にあげられている。さらに、禁止事由（DV 防止及び被害者保護法10条Ⅱ項）において、面会要求の禁止等8項目があげられているが、LINE を送る等の禁止事項は現行法の項目の中には含まれていない点も問題である。

ながさき DV 防止講座において、長崎県警察本部生活安全全部人身安全対策課の警察官から「DV と警察—警察の DV 対応について」話があったが、ストーカー、DV、児童虐待等を中心とする人身安全関連事案に対応するために2020年4月に発足した「人身安全対策課」の資料によれば、「2020（令和2）年中の配偶者暴力事案等の取扱状況」において、配偶者暴力事案等の相談等受理件数が426件（内訳は、326件が配偶者、18件が元配偶者、34件が内縁、1件が元内縁、41件が同居型の際関係）で、DV 防止及び被害者保護法にもとづく措置として、裁判所からの保護命令が出されたものが23件（全体の5%）であった<sup>27)</sup>。23件のうち、保護命令違反によって刑事手続にかけられたものは1件である。このことから、DV 防止及び被害者保護法にもとづき、DV において刑事手続による介入がなされるのは、0.2%であることがわかる。他方で、その他の措置として、警察において対応がなされている。具体的には、他の法令違反による検挙として45件（10%）、加害者への指導・警告として340件（約80%）、防犯指導として426件（100%）があげられている<sup>28)</sup>。被害者のうち、401人は女性であり（全体の約94%）、被害者の年齢層は20～40代で全体の約69%、加害者の年齢層も20～40代で全体の約66%を占めている<sup>29)</sup>。

DV として警察に相談に行くことが稀であり、DV の問題は、DV 被害者だと被害者が認識するのは、「支援機関に相談に行ったとき」や「友人や家族から指摘されたとき」が

<sup>26)</sup> 「重大な危害」とは、少なくとも通院、加療を要する程度の危害と解されている。「女性に対する暴力に関する専門調査会配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（第3回）議事要旨」14頁（深見委員発言）参照。内閣府男女共同参画局ホームページ

[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/yousi/pdf/wg\\_03-y.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/yousi/pdf/wg_03-y.pdf)（2021年12月10日確認）。

<sup>27)</sup> 「令和2年中における配偶者暴力事案等の取扱状況（長崎県内）」長崎県警察ホームページ

[https://www.police.pref.nagasaki.jp/police/wp-content/uploads/2019/04/0\\_a\\_2253\\_a\\_137000\\_e\\_267\\_e\\_882\\_cb\\_08\\_a\\_7\\_acc\\_4\\_f\\_1.pdf](https://www.police.pref.nagasaki.jp/police/wp-content/uploads/2019/04/0_a_2253_a_137000_e_267_e_882_cb_08_a_7_acc_4_f_1.pdf)（2021年12月10日確認）。

<sup>28)</sup> 前掲注27) 参照。

<sup>29)</sup> 前掲注27) 参照。

大半である<sup>30</sup>。そのためDVの被害は未知数でもある。また、警察に相談した事案の中で15%が裁判所からの保護命令や警察による他の法令違反での検挙がなされているが、それ以外の85%が指導・警告や防犯指導によって果たして落ち着いたのかどうか疑問に思われる。

裁判所による保護命令において、現段階での接見禁止命令および退去命令という保護命令を出す要件を緩和するための法改正が必要だろう。また、接見禁止命令と退去命令という二つの保護命令のみならず、DVの被害状況に応じて、保護命令の種類を加えることも必要ではないかと思われる。その一つとして、「加害者プログラム」の受講を強制的に命ずる命令を加えること、そして、その命令を出す要件を検討することも必要であるように思う。ながさきDV防止講座の中で、繰り返し、各講師から指摘されたことは、DVについては、「(暴力等)爆発期」からいったん警察等の介入が入ると「ハネムーン期」に移行し、謝罪したり、優しくなったり、二度とDVを繰り返さないと言ったりというのが、「蓄積期」に移り、再び「爆発期」に至り易いということであった。適切な加害者による加害行為の防止においては、「加害者プログラム」の受講を義務づけることが必要だろう。

#### 4. 台湾におけるDV防止法(2021年改正)から得る示唆

台湾において、DV防止法は、1998(民国87)年6月24日に總統令によって公布された。その後、数回にわたる法改正がなされ、直近の法改正は2021(民国110)年1月27日になされている。全66条の条文から成る。台湾のDV防止法は、日本に先駆けて1998年に成立しており、その前年の1997年に成立した韓国DV法(家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法)とともに、日本の刑事法研究者もこれまで注目してきた<sup>31</sup>。

台湾法において、DVとは、家族構成員間においてなされた、身体的、心理的(精神的)、経済的な嫌がらせ(harassment)、抑圧(control)、脅迫その他の不法な侵害行為と定義されている(台湾DV防止法2条①号)。嫌がらせ(harassment)とは、他人を干渉し(in-

<sup>30</sup> 調査期間2020年1月11日～2月2日に実施された「DV被害者支援の実態に関する調査報告書(概要)」5頁参照。神戸市ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/38379/0107tyousahoukoku.pdf> (2021年12月10日確認)。

<sup>31</sup> 町野朔「台湾」『配偶者等からの暴力の加害者更生に関する調査研究』(2003年4月)147-177頁参照。内閣府男女共同参画局ホームページ

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/h14kaga3-4.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h14kaga3-4.pdf) (2021年12月10日確認)。台湾DV法は、被害者の申立てにより裁判所が保護命令を発するという、アメリカ型のシステムを基本とするのに対して、韓国DV法は、検察官の申立てにより家庭裁判所が保護命令を発するという「保安処分型」のシステムであるとして紹介されている。

interrupt)、警告し (warn)、嘲笑し (mock)、侮辱する (insult) 言動あるいは心理的に畏怖を抱かせる行為をいう (台湾 DV 防止法 2 条④号)。日本法における DV の定義と比べると、DV にあたる暴力行為の範囲が広く法律で定められ、経済的暴力も DV にあたること、また干渉、警告、嘲笑、侮辱といった言動あるいは心理的に畏怖を抱かせる行為等の嫌がらせ (harassment) や抑圧、脅迫などの精神的暴力も法律上の DV の定義に含まれるとして、DV にあたる暴力の範囲が広い。

また、台湾 DV 防止法上の保護及び規制対象としての「家族構成員 (family member)」も広く法的に定義づけられており、「家族構成員 (family member)」とは、①配偶者あるいは元配偶者 (台湾 DV 防止法 3 条①号)、②現に同居しているあるいはかつて同居関係にあった者、家長と家族構成員との関係にある者、家族構成員間の関係にある者 (台湾 DV 防止法 3 条②号)、③現にあるいはかつての直系血族もしくは直系姻族 (台湾 DV 防止法 3 条③号)、④現にあるいはかつての 4 親等以内の傍系血族もしくは傍系姻族 (台湾 DV 防止法 3 条④号) としている。他方、日本における DV 防止及び被害者保護法の対象は、「配偶者」のみとされており、「配偶者」とは、婚姻の届け出をしている者のほか、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、また、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が事実上離婚としたと同様の関係に入ることを含むとしている (DV 防止及び被害者保護法 1 条Ⅱ項)。

「家族構成員の間における身体的、心理的 (精神的)、経済的な嫌がらせ (harassment)、抑圧 (control)、脅迫その他の不法な侵害」を DV とする台湾 DV 防止法は、配偶者間の暴力だけではなく、家庭内における児童虐待、子どもの親に対する暴力も対象としている点で、日本法とは異なる<sup>32</sup>。もっとも、配偶者に対する暴力と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生しているケースも多く、また、子どもの面前で行われる配偶者に対する暴力は子どもに対する心理的 (精神的) 影響も大きいことから、子どもも配偶者に対する暴力の「被害者」として位置づけられ得ることから、日本においても既存の DV 防止及び被害者保護法と児童虐待対応との連携が求められてきていることは、1. でも述べた通りである。DV 被害者を配偶者のみならず子どもも含めた家族構成員の問題として捉える場合には、現行の DV 防止及び被害者保護法に明文化したうえで、直接の被害者 (配偶者) への接近禁止命令にくわえて、子どもへの接近禁止命令を出す DV 防止及び被害者保護法 10 条Ⅲ項

<sup>32</sup> 前掲注31) 参照。

の規定の法改正も検討されてもよいだろう<sup>33</sup>。

台湾 DV 防止法における保護命令は、①通常保護命令、②一時保護命令、③緊急保護命令の三つがある（台湾 DV 防止法 9 条）。原則型の通常保護命令の請求においては、被害者の裁判所に対する申立て（台湾 DV 防止法 10 条 I 項）のほか、検察官、警察機関等により裁判所に請求することが認められている（台湾 DV 防止法 10 条 II 項）。一時保護命令の請求は、被害者が未成年の場合、心身等に障害がある場合等において、三親等内の親族あるいは姻族が裁判所に請求することができる（台湾 DV 防止法 10 条 I 項）。DV 行為が刑法の犯罪（家庭暴力罪）にあたる場合には、保護命令の請求ではなく、刑事手続が開始されることになる。

保護命令に関する事件の審理は非公開である（台湾 DV 防止法 13 条 V 項）。保護命令の種類としては、①被害者等に対する DV（DV を行うこと）の禁止命令、②被害者等に対する接近、通話、通信等の禁止命令、③退去命令、不動産の使用、収益、処分の禁止命令、④被害者等が行き来する場所等特定の場所の出入りの禁止命令、⑤「加害者プログラム」受講命令や⑥その他被害者の保護において必要な命令等、幅広く規定されている（台湾 DV 防止法 14 条 I 項①号～⑬号）。保護命令の期間は 2 年以下とされているが（台湾 DV 防止法 15 条 I 項）、被害者が裁判所に取消し、変更、延長を請求することができ、保護命令の延長が請求された場合には、2 年以下で延長することも認められている（台湾 DV 防止法 15 条 II 項）。

とりわけ、注目すべき点は、DV 加害者に対する「加害者のプログラム」受講命令（台湾 DV 防止法 14 条 I 項⑩号）である。「加害者プログラム」受講命令について、裁判所は、加害者に DV とは何かについて認知させ、教育指導を行わせる必要があるか否かについて、各市、各県に設置が義務づけられている「家庭暴力（DV）防止センター（家庭暴力防治中心）」<sup>34</sup>（台湾 DV 防止法 8 条 I 項）の医師、臨床心理士等の鑑定をうけさせたいうえで「加

<sup>33</sup> 現行法においては、DV 防止及び被害者保護法 10 条 III 項においては、被害者がその成年に達しない子と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関し配偶者と面会を余儀なくされることを防止するため必要があるときは、当該子に対しても接近禁止命令を出すことが法律上認められている。実態として、約 6 割が DV 防止及び被害者保護法 10 条 III 項が適用されて被害者の接近禁止命令と同時に事後に子どもへの接近禁止命令も発令されているようだが、面前 DV における子どもも被害者と位置づける場合には、「同居としている幼年の子を連れ戻すことやその他の事情云々」の要件の見直しが必要とされる。

<sup>34</sup> 家庭暴力（DV）防止センターは、「加害者プログラム」の策定や、DV 防止のための教育、訓練、推進等に従事している（台湾 DV 防止法 8 条①号～⑩号）。

害者プログラム」受講の必要があれば、「家庭暴力（DV）防止センター」のプログラム案を提出させたうえで、プログラム受講の命令を発する（台湾 DV 防止法14条Ⅱ項）。

## 5. 「加害者プログラム」について

日本の現行の DV 防止及び被害者保護法25条は、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心理の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。」。そのため、加害者の更生のための指導の方法について、DV 防止及び被害者保護法の改正においては、「加害者プログラム」のあり方について議論されている。各都道府県等地方自治体が民間団体と連携し、基礎的なガイドラインのもとで、全国的に実施する必要性も求められている。また、保護命令において「加害者プログラム」の受講を設けるか否かをめぐって、「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」においては議論がされている。

内閣府の男女共同参画局においては、2019（令和元）年度に自治体が「加害者プログラム」を実施する場合の基本的な考え方について検討し、2020（令和2）年度に広島県において「加害者プログラム」の試行実施を行い、課題や今後の方向性について取りまとめを行った。そして、今年度（2021年度）は、自治体を広島県、熊本県、長崎県の三つの自治体に増やして、試行実施を行い、調査したうえで、地方自治体で活用可能な「加害者プログラム」のガイドラインを作成し、実施団体や実施プログラムの最低基準を策定することが目標とされている<sup>35</sup>。

ながさき DV 防止講座において、任意団体の「ながさき DV 加害者更生プログラム研究会」副代表で臨床心理士／公認心理師の佐藤紀代子氏から「長崎での加害者更生プログラムの取り組み」についての話があった。①身体的 DV をする男性が、暴力を使わずに関係をつくるために必要な相談援助・情報の提供、「加害者プログラム」の運営、②身体的 DV をする男性が、暴力を使わずに関係をつくるために必要な知識や情報について、周知啓発を目的としたイベントの企画、その他、③ DV 被害を受けている子どもや女性の支援、④ DV 防止啓発を目的とした事業等を行うことを目的に、2017年に「長崎 DV 加害者更

<sup>35</sup> 前掲注24）8頁（難波男女間暴力対策課長発言）参照。



生プログラム研究会」が設立された。「加害者プログラム」、DV 加害男性の暴力強制教育プログラムについては、2018年から開始したということである。対象者は、任意に DV をやめることを希望する男性である。プログラム開始前に事前の個別面談（多くて3回）を行った後、プログラムの内容は、一般的な「認知行動療法（認知療法+行動療法）」の手法を取り入れてのグループワーク（グループセッション）によるもので、毎週1回につき2時間、全18単元のカリキュラムを5か月かけて実施するということだった。1回のプログラムの受講者は、2～5名である。

全18の単元の内容の詳細は下記の表の通りであるが、NPO 法人リスペクトフル・リレーションシップ・プログラム研究会（通称、RRP 研究会）の『DV 加害者プログラム・マニュアル』のプログラムの進め方や流れにもとづいている<sup>36</sup>。プログラム参加費（受講費）については説明がなかったが、RRP 研究会の場合には、初回面接が8000円、プログラムの参加費用として全18単元の参加で90000円とされている。「加害者プログラム」の参加は任意で、10万円程度の費用が现阶段ではかかっていることになる。保護命令の枠の中で「加害者プログラム」の受講を義務付ける命令を制度化する場合には、被害者支援の一環として公的に費用を賄うのか検討される必要があるだろう。その場合には、誰が(どの機関が)「加害者プログラム」の実施を担うのかも問題とされよう。

**【表1 「加害者プログラム」の18単元のカリキュラム】**

第1単元	暴力とは何か	第10単元	子どもへの暴力の影響
第2単元	リスク	第11単元	責任
第3単元	ABC モデルの基礎	第12単元	アサーティブにふるまうこと
第4単元	信念	第13単元	オプション
第5単元	信念	第14単元	オプション
第6単元	感情	第15単元	ロールプレイ
第7単元	感情	第16単元	ロールプレイ
第8単元	感情	第17単元	ロールプレイ
第9単元	パートナーへの暴力の影響	第18単元	再発予防

DV の場合には、DV 加害者が DV であることを認識しないで、認識しない加害行為が行われていることが問題になる。「加害者プログラム」においては加害者における「認知

<sup>36</sup> NPO 法人リスペクトフル・リレーションシップ・プログラム研究会編『DV 加害者プログラム・マニュアル』（金剛出版, 2020年）。

の歪み」を是正することが重要になるが、加害者がどのような「認知」をしているのか、そしてその「認知」は歪んでいるのか否か、さらには、「歪んだ認知（認知の歪み）」をどのように正すのか、現在のところはプログラム策定者によるところが大きい。「ながさきDV加害者更生プログラム研究会」が実施している「加害者プログラム」では、「DV加害者の暴力的な言動、行為の責任を加害者自身が引き受けることができるようになること」、すなわち暴力的な態度や暴力を受け入れる考え方、価値観をいつ、どこで、どうやって身に着けてきたのかを振り返って、パートナーと互いに尊重しあう関係性はどのようなものか、「新たな価値観」を見つけ出すことを促すことを目的としているとのことだった。「夫は・・・であるべき（「男らしさ」とはという価値観を含む）」、「妻は・・・であるべき（「女らしさ」とはという価値観を含む）」という価値観を変えること、そして価値観を変えることによって、「パートナーとの共感を可能にすること（パートナーと自分とは異なるという認識を持つこと）」が「加害者プログラム」における重要な目標にも思われる。今後は、「加害者プログラム」を受講する意味<sup>37</sup>や目的、目的と関連してプログラムの効果は何を基準とするのかについて、「加害者プログラム」の基本的な考え方について整理する必要があるだろう。その上で、「加害者プログラム」命令の運用上、国を中心として都道府県又は市町村の役割や権限の法的な明確化も不可欠だろう。

## 結びに代えて－「男女共同参画社会」から「ジェンダー平等（Gender Equality）社会」の推進に向けて

内閣府の男女共同参画局は、1999（平成11）年に施行された「男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）」にもとづき、内閣府に設置された。男女平等の実現に向けた様々な取組がなお一層の努力が必要とされることから、男女の人権が尊重され（互いにその人権を尊重しつつ）、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が21世紀の日本社会を決定する最重要課題とされ、男女共同参画社会基本法にしたがって、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが目指された。男女共同参画社会基本法が施行

<sup>37</sup> DV加害者に対する「罰」ではないと解される見解が一般的であろうが、何故DVにおける暴力がダメなのか、暴力はよくないこと、恥という整理だけでは十分でないように思われる。なぜよくないのか、さらに突っ込んだ検討議論がなされるべきである。

されてから20年が過ぎた今日、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会が形成されたかを振り返ると、日本社会においては改めて一層の努力が必要な現状である。

家庭においても男女の人権が尊重され、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力が十分に発揮されるようにするには、DVは、その目的を達成するにおいて大きな阻害要因にもなる。日本社会におけるDVの現状の問題に対して、DVの法的定義を拡張してDVの現状を改善するべく法による介入により、認識なきDVの加害がなくなるように、裁判所の保護命令を通して、「加害者プログラム」を国が中心となって公的に取り入れていく必要があるだろう。

男女共同参画という文言の「男女」という区分は、22年前につくられたものであり、今日においては、性的マイノリティ（性的指向・性自認を異にする者）への疎外にもつながり得る。イスタンブール条約においては、女性の権利保障が主軸にあるが、重要とされていることは「差別による被害者」の救済と権利保障であり、とりわけ「ジェンダーにおける差別（discrimination on any ground such as sex, gender…）」において、女性に対する差別の救済と権利保障とあわせて、性的指向（sex orientation）や性自認（gender identity）に対する差別の救済と権利保障が、イスタンブール条約4条（3）の「基本的権利、平等と差別の禁止（Fundamental rights, equality and non-discrimination）」で掲げられている。そして、女性に対する差別や性的指向および性自認に対する差別の救済と権利保障に向けて、イスタンブール条約6条においてジェンダーの視点（gender perspective）に立った「ジェンダーに繊細な政策（Gender-sensitive policies）」の実施を求めている。

性別による差別的取扱いを受けず、個人としての尊厳がそれぞれ重んぜられ、また個人として能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重される、真の意味での「ジェンダー平等」が推進されることを願いたい。女性差別の問題や性的マイノリティに対する差別の問題は、「人権」の問題であり、人々の人権の尊重に対する意識や視点が重要になる。日本がジェンダー平等の実現に向けて「ジェンダーに係る人権先進国」への仲間入りをするためにも、内閣府男女共同参画局については、英語の記載（Gender Equality Bureau Cabinet Office）通りに、「男女共同参画局」から「ジェンダー平等推進局」に改められ、性的マイノリティの差別・偏見の救済、性的マイノリティの権利保障の施策の推進も加えて、ジェンダー平等（Gender Equality）について議論し、検討することが期待される。